

南関東防衛局当直員服務規則を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局当直員服務規則

改正 平成25年 3月15日南関東防衛局達1号

改正 令和 2年 9月16日南関東防衛局達4号

改正 令和 6年 3月27日南関東防衛局達6号

(通則)

第1条 南関東防衛局当直員(以下「当直員」という。)は、この規則に定めるところにより次に掲げる業務の処理に当たるものとする。

- (1) 南関東防衛局の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること。
- (2) 南関東防衛局の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること。

(勤務時間)

第2条 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。

平日 18時15分から翌日8時30分まで

休日 ①8時30分から18時15分まで

②18時15分から翌日8時30分まで

(注) 休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

(当直員の勤務)

第3条 当直員は、原則として横浜第2合同庁舎(以下「合同庁舎」という)10階当直室において勤務するものとする。当直者は職員2名をもって、これに充てる。ただし、次の職員を除く。

- (1) 指定職及び行政職(一)7級以上の職員
- (2) 1佐以上の自衛官
- (3) 行政職(二)の職員
- (4) 各防衛事務所の職員
- (5) 総務部長が当直勤務を免除する職員
- (6) 再任用職員

(当直員の責務)

第4条 当直員は、勤務中に緊急かつ重要な情報に接したときは、速やかに局内幹

部及び関係課担当者並びに本省内部部局当直員に連絡するとともに局内幹部等の指示を受ける。

(留意事項)

第5条 当直員は、情報の処理に当たっては、常に冷静を保ち、的確な判断を下すよう心掛けなければならない。情報に接したときは、その内容に応じて、次に掲げる諸点に留意するものとする。

- (1) 在日米軍の事件・事故の情報については、業務課連絡窓口連絡するとともに、業務課等から指示がある時は、その指示内容に基づき事件・事故発生情報を地方公共団体、警察、消防等の関係機関に通報すること。
- (2) 自衛隊関係の事故発生情報及び秘密を漏らす等の秘密保全に関する事故発生情報については、関係する各自衛隊主要司令部及び地方協力本部と十分な連絡を保ち、当該事故の性質・規模を確認するとともに、局内幹部及び関係課等へ連絡すること。
- (3) 建設工事、装備品等に係る事故発生情報については、局内幹部及び担当課連絡窓口並びに本省内部部局当直員に連絡するとともに、担当課から指示がある時は、その指示内容に基づき事故発生情報を関係機関等へ通報すること。
- (4) 重大な災害情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、局内幹部及び局内関係課等連絡担当者及び本省内部部局当直員に連絡すること。
- (5) 災害派遣等部隊の行動に関連する情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、局内幹部、各自衛隊主要司令部及び地方協力本部と十分な連絡を保つほか、テレビ等を通じて、的確な状況の把握に努めること。
- (6) 国内治安情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するとともに、局内幹部及び関係課等担当者へ連絡するほか、特に必要であれば関係方面に照会するなど当該情報の信頼度の確認に努めること。

(合同庁舎警備の措置)

第6条 当直員は、南関東防衛局が専用する部分の合同庁舎の警備その他に関して緊急に処理を必要とする業務については、合同庁舎警備室と十分な連絡を保つほか、事態に応じ、会計課長に通知するとともに指示を仰いで適切な措置を採るよう努めるものとする。

(当直日誌)

第7条 当直員は、勤務が終了したときは、取り扱った重要事項を別記様式による当直日誌に詳細に記入するものとする。

(当直勤務交替)

第8条 当直員がやむを得ない事情により勤務できないときは、原則として、当直日の1週間前までに、交代要員を調整した上で、総務課長へ報告するものとする。

(実施の細目)

第9条 この規則の実施に関し必要な細目は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年南関東防衛局達第1号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年南関東防衛局達第4号）

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年南関東防衛局達第6号）

この達は、令和6年3月27日から施行する。